

地震発生及び気象警報等が発令された場合の緊急措置について

地震発生時や気象警報等が発令された時の対応については、下記のように茨木市教育委員会で規定されております（令和元年7月改訂）。本紙を各家庭でよく見える位置に掲示していただくか、確実に保存してくださるよう、お願いいたします。

【地震発生時の措置】

1	大地震（震度5弱以上）が発生	
	始業前の場合	臨時休校
	授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
	放課後の場合	部活動等中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況、校区内の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断しますので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間については、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

【気象警報等発令時の措置】

①茨木市に『暴風警報』『特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）』が発令された場合は、下記の措置をとります。

（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校となります）

1	午前7時の時点での警報発令の場合	安全な場所で待機
2	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点での登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

②校区内の地域に『避難勧告』『避難指示（緊急）』（警戒レベル4）が発令された場合は、下記の措置をとります。

1	午前7時の時点での警報発令の場合	安全な場所で待機
2	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点での登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

③校区内の地域に『避難準備』『高齢者等避難開始』（警戒レベル3）が発令された場合は、状況に応じて臨時休校等の措置をとる場合もあります。そのときは、メール配信及び学校ホームページにてお知らせします。

【その他】

①登校後に気象警報等が発令された場合は、授業等を中止して校区内の安全や風雨の強さ等から判断し、帰宅（下校）措置または保護措置を行います。措置の内容については、メール配信及び学校ホームページにてお知らせします。

②緊急措置が必要な時の学校への電話での問い合わせはご遠慮いただき、学校ホームページをご確認いただきますよう、お願いいたします。

③9時までに警報が解除された場合も、当日の「給食」の提供はありません。
（7時の時点で教育委員会が当日分のキャンセルをします）

④緊急時の措置について、PTA実行委員会、地区委員会、学級委員会の皆様方のご協力をお願いする場合があります。やむを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解いただきますようお願いいたします。